

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項（第二項）の規定によって、広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

広島圏都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県廿日市市上平良字大迫の一部

広島県廿日市市宮内字横道の一部

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし